

1 計画改定の趣旨

医療計画は、「地域の実情に応じた医療提供体制の確保」を図るために策定する計画であり、**医療法第30条の4に基づき策定する「都道府県の計画」**及び都道府県の計画を踏まえて**任意に策定する「自治体独自の計画」**の2種類があります。本市においては、市民の安全・安心な暮らしを支える地域医療をより充実・強化できるよう、自治体独自の計画を策定しています。

**制度改正**

平成26(2014)年6月 「医療介護総合確保推進法」の成立  
効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムの構築を通じて医療と介護の総合的な確保を推進するため、医療法の改正(都道府県に「地域医療構想」策定の義務付け)

**地域医療構想**

平成28(2016)年10月 「神奈川県地域医療構想」の策定  
川崎地域の将来推計として、「回復期病床の不足」や「在宅医療等を必要とする患者数の増加」の見込み(地域医療構想の3つの課題:「病床機能の確保」・「在宅医療の充実」・「医療従事者の確保・養成」)

**総合的な保健医療施策**

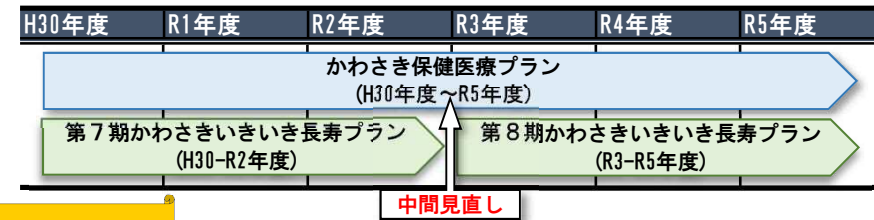
平成30(2018)年3月 「かわさき保健医療プラン[2018-2023年度]」の策定  
・生涯を通じた健康づくりを支援するとともに、入院医療から在宅医療・介護までサービスを切れ目なく円滑に提供できる体制を目指す  
[参考]平成30年3月 第7次神奈川県保健医療計画の策定

令和3(2021)年3月 「かわさき保健医療プラン[2018-2023年度]」の改定  
・基準病床数の見直しに係る検討等、地域医療構想調整会議における協議結果の反映を行う  
・高齢化の進展や大規模自然災害の発生など、社会情勢の変化により顕在化した課題を踏まえた見直しを行う  
・各施策の進捗状況を踏まえた見直しを行う

※新型コロナウイルス感染症については、感染拡大防止を最重要の課題として対応するとともに、今後の感染状況などを踏まえ、適切な時期に検証を行い課題の整理や今後の取組に関する検討を進める

2 計画の期間

医療計画と介護保険事業計画との整合性を確保し、関連する施策を一體的に推進するため、**中間年(3年目)に必要な見直しを行います。**



3 これまでの計画の進捗状況

**基本目標Ⅰ 地域での暮らしを支える医療提供体制の構築**

- 市内二次保健医療圏における基準病床数の見直し検討の実施
- 不足している機能を担う病床への機能転換の促進
- 公立・公的医療機関等に対する具体的対応方針の再検証要請に基づく検証の実施
- 医療ツーリズムと地域医療との調和に関する検討及び国のルール整備を求める要望の実施
- 在宅療養推進協議会や医療的ケア児連絡調整会議における実情に応じた多職種連携の推進
- 市立看護短期大学の4年制大学化に向けた取組 など

**基本目標Ⅱ 安全・安心を支える保健医療の提供**

- 市内病院で構成する「川崎脳卒中ネットワーク」による円滑な救急搬送や的確な治療に資する患者の情報共有及び受入調整の仕組みの運用支援
- 真に救急医療が必要な患者に救急医療資源を提供するための救急医療や救急車の適正利用の促進
- 川崎市透析災害対策協議会(kawasaki-DD)による災害等非常時における市内透析医療施設間の全市的な共助ネットワークの構築支援
- 災害時の行動指針や具体化した手順を定めた「川崎市災害時保健医療ガイドライン」の作成 など

**基本目標Ⅲ 市民とともに育む保健医療の推進**

- 情報提供の方法等に関する在宅医療利用者アンケートの実施と在宅医療の普及啓発のあり方の検証
- 救急医療情報センター及び医療機関検索サイト「かわさきのお医者さん」による医療機関案内の充実
- 民間企業との協定締結に基づく外国人向けの医療情報リーフレットの作成・周知 など

4 保健医療圏と基準病床数

基準病床数は「病床を整備するための目標」であるとともに、「基準病床数を超える病床の増加を抑制する基準」であり、原則として二次保健医療圏ごとに県保健医療計画において定められています。

川崎北部二次保健医療圏 ※高津区、宮前区、多摩区、麻生区

川崎南部二次保健医療圏 …川崎区、幸区、中原区

令和2年9月1日現在

二次保健医療圏	面積 (k㎡)	人口 (人)	人口密度 (人/k㎡)
川崎北部	79.20	871,034	10,998
川崎南部	65.15	668,488	10,261

※医療需要の大幅な増加が見込まれる川崎北部二次医療圏では、毎年度、基準病床数の見直しを検討する (床)

二次保健医療圏	基準病床数A R2.4.1	既存病床数B R2.4.1	過不足病床数 B-A
川崎北部	3,796	4,331	535
川崎南部	4,189	4,776	587

5 将来の医療需要(神奈川県地域医療構想)

**【① 必要な病床機能の確保】**

病床機能報告(2018) 5,906

必要病床数(2025) 12,000

■休棟等 ■慢性期 ■回復期 ■急性期 ■高度急性期

**【② 在宅医療等を必要とする患者数】**

患者数(2013) 12,092 ※患者住所地に基づく推計

患者数(2025) 21,730 (人/日)

■在宅医療等 ■(再掲)訪問診療分

⇒回復期機能を中心とした病床不足が見込まれる【課題】

- ・限られた医療資源を効率的・効果的に活用するとともに、不足する病床機能(回復期等)への転換等の推進
- ・入院医療から在宅医療・介護まで切れ目なく医療が提供されるよう、異なる病床を有する医療機関等の連携体制の構築

⇒在宅医療等を必要とする患者数の増加が見込まれる【課題】

- ・地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療の充実に係る取組の推進
- ・地域医療構想を踏まえた介護サービス基盤の整備

6 基本理念・基本目標及び基本方針(施策体系)

**[基本理念]**市民とともに支える誰もが住み慣れた地域で安心して保健医療サービスを受けられることができる社会の実現

**基本目標Ⅰ**

地域での暮らしを支える医療提供体制の構築

**基本目標Ⅱ**

安全・安心を支える保健医療の提供

**基本目標Ⅲ**

市民とともに育む保健医療の推進

**基本方針**

**施策Ⅰ-1 将来の医療需要を踏まえた病床機能の確保及び連携**

- ①病床機能の確保
- ②病床機能の分化及び連携
- ③地域における医療・介護の連携体制の構築
- ④医療機関の選択等に係る普及啓発

**施策Ⅰ-2 在宅医療の推進及び医療と介護の連携**

- ①在宅医療の体制構築
- ②介護サービス基盤の整備推進
- ③円滑な入退院支援の推進
- ④在宅医療・かかりつけ医等の普及啓発

**施策Ⅰ-3 医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成**

- ①働きやすい勤務環境づくりの支援
- ②看護職員の新規養成・定着促進・再就業支援
- ③病床機能の確保・分化に伴い必要となる医療従事者の確保
- ④在宅医療を担う人材の育成

**施策Ⅱ-1 主要な疾病別の医療提供体制の構築**

- ①がんの医療体制
- ②脳卒中の医療体制
- ③心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制
- ④糖尿病の医療体制
- ⑤精神疾患の医療体制

**施策Ⅱ-2 主要な事業別の医療提供体制の充実・強化**

- ①救急医療の体制
- ②周産期(救急)医療の体制
- ③小児(救急)医療の体制
- ④災害時における医療体制
- ⑤在宅医療の体制(再掲)

**施策Ⅱ-3 主要な保健医療施策の推進**

- ①感染症対策
- ②難病対策
- ③アレルギー対策
- ④認知症対策
- ⑤障害(児)者の保健医療
- ⑥歯科保健医療
- ⑦医薬品等の適正使用対策(介護予防及び要介護度等の改善・維持)
- ⑧食品衛生
- ⑨生活衛生
- ⑩今後の高齢化に伴う対策
- ⑪医療安全対策の推進

**施策Ⅱ-4 生涯を通じた健康づくり**

- ①母子保健
- ②学校保健
- ③生活習慣病予防の推進(第2期かわさき健康づくり21の推進)
- ④メンタルヘルス対策(自殺予防)

**施策Ⅲ-1 市民の視点からの医療情報提供及び相談・情報発信拠点等の整備**

- ①インターネット等を活用した保健医療情報の発信
- ②救急医療情報センター
- ③地域みまもり支援センター
- ④健康安全研究所
- ⑤京浜臨海部におけるライフバージョンの推進

**施策Ⅲ-2 市民の支え合いと助け合いの推進**

- ①献血の推進(血液の確保)
- ②市民救命士の育成と応急手当の普及

**施策Ⅲ-3 家庭における安全確保と医療への理解の促進**

- ①乳幼児の事故防止
- ②医療の適正な利用
- ③ジェネリック医薬品の利用促進

7 今後の主な取組(主な改定項目)

基本目標Ⅰ

地域での暮らしを支える医療提供体制の構築

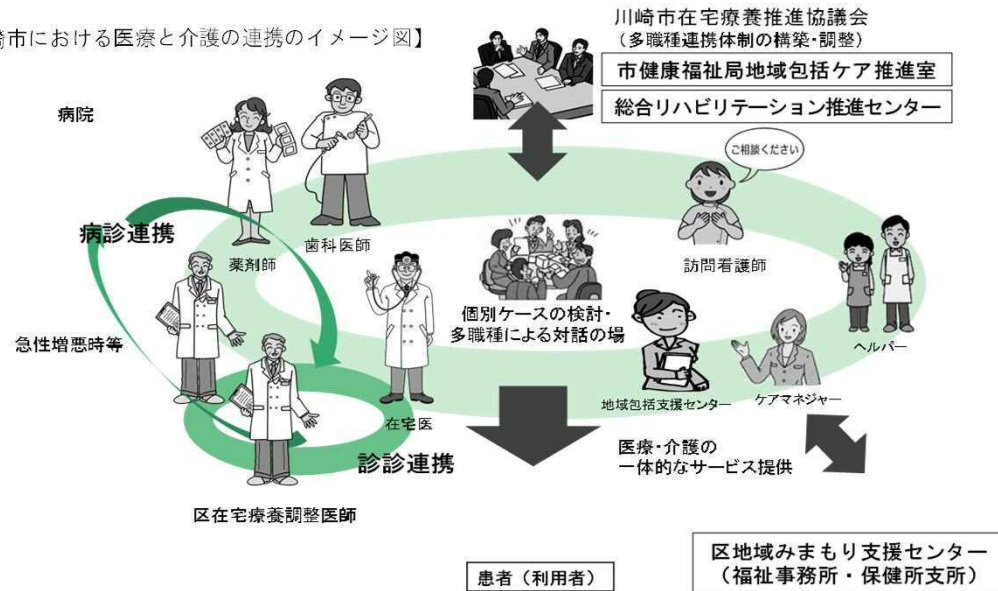
【主な課題】

- 施策Ⅰ-1 ○ 将来の医療需要を踏まえた「必要な病床数の確保」及び「必要な病床機能の確保」の質量両面の対応(地域医療構想の実現)
- 施策Ⅰ-2 ○ 高齢化の進展に伴う要介護等高齢者や医療的ケア児など在宅医療等を必要とする患者数の増加への対応  
○ 在宅生活を支える地域密着型サービス等の介護サービス基盤の整備推進
- 施策Ⅰ-3 ○ 在宅医療を支える医療従事者の確保・養成

【今後の主な取組】

- 施策Ⅰ-1 **将来の医療需要を踏まえた病床機能の確保及び連携**
  - 基準病床制度に基づく適正な病床数の確保及び救急等政策医療を担う病床機能への優先配分【継続】
  - 病床機能の分化・連携の取組(回復期・慢性期など不足する病床機能への転換及び連携体制の構築に向けた地域医療介護総合確保基金の活用や支援事業の検討等)【継続】
  - 国による公立・公的医療機関等の再検証要請や医療ツーリズム等の課題に対する地域の実情に沿った地域医療のあり方検討【継続】
  - 病院と診療所の機能分化・連携等の推進及びかかりつけ医等身近な地域の医療機関での受診など適切な受療行動に係る普及促進【継続】
- 施策Ⅰ-2 **在宅医療の推進及び医療と介護の連携**
  - 地域リハビリテーション体制の構築を通じた在宅支援の強化【拡充】
  - 円滑な入退院支援を提供する仕組みや退院後の在宅生活を支援する体制の構築【拡充】
  - 医療的ケア児連絡調整会議による協議を踏まえた総合的な相談支援体制の検討【拡充】
  - 在宅生活を支える地域密着型サービスの整備【継続】

【川崎市における医療と介護の連携のイメージ図】



施策Ⅰ-3 **医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成**

- 在宅医療に係る医療・介護従事者に対する多職種連携の促進や、チームで在宅医療を担う多様な専門職の育成を目指す研修の実施【継続】
- 市立看護短大の4年制大学化により、医療の進歩に伴う高度化・多様化への的確な対応や、地域包括ケアシステムを支える質の高い看護人材を安定的に確保・養成するための取組【継続】

基本目標Ⅱ

安全・安心を支える保健医療の提供

【主な課題】

- 施策Ⅱ-1 ○ 主要な疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)の医療体制の構築
- 施策Ⅱ-2 ○ 今後の救急ニーズの増加を踏まえた円滑かつ適切な医療情報の提供  
○ 大規模自然災害の発生に備える災害時医療救護体制の強化
- 施策Ⅱ-3 ○ 高齢者や障害者を含めた誰もが健康で質の高い生活を送るための総合的な保健医療施策の推進
- 施策Ⅱ-4 ○ こころの健康を保ち孤立を防ぐための地域や関係機関による連携支援

【今後の主な取組】

- 施策Ⅱ-1 **主要な疾病別の医療提供体制の構築**
  - 各種検診・健診制度の周知や受診率向上の取組の推進【拡充】
  - がん患者支援や相談支援センターに関する情報発信、骨髄ドナー等助成制度の実施【継続】
- 施策Ⅱ-2 **主要な事業別の医療提供体制の充実・強化**
  - 急病時の適切な受診促進や救急車の適正利用を図る救急電話相談事業に係る神奈川県及び他自治体との連携による取組の広域化・最適化の検討【継続】
  - 災害関連死防止策強化を図るため災害備蓄医薬品に慢性疾患向け中断不可薬を追加【拡充】
  - 「防ぎ得る災害死」をなくすための風水害への対応の検討や「川崎市災害時保健医療ガイドライン」に基づく局・区における研修・訓練の実施を通じた災害時保健医療体制の構築【継続】
  - 避難生活の長期化による二次被害を防止する災害福祉の充実に向けた取組の推進(コラム)【拡充】
- 施策Ⅱ-3 **主要な保健施策の推進**
  - 感染症対策**
    - 新型コロナウイルス感染症に係る対応及び課題の整理と必要な取組の実施【新規】
  - アレルギー疾患対策**
    - より安定的かつ持続可能な施策へと再構築していくことを含めた方向性の検討【継続】
  - 歯科保健医療**
    - 高齢者・障害者等歯科診療事業に係る歯科保健センターの役割・機能の見直し【継続】
- 施策Ⅱ-4 **生涯を通じた健康づくり**
  - メンタルヘルス対策(自殺予防)**
    - 自殺リスクを増大させるような状況や病気等(危険因子)に対応する相談窓口の設置・連携による職域・学校・地域等におけるこころの健康保持の取組の推進【継続】

基本目標Ⅲ

市民とともに育む保健医療の推進

【主な課題】

- 施策Ⅲ-1 ○ 増加している外国人市民及び訪日外国人に対する医療情報発信の充実
- 施策Ⅲ-2 ○ 在宅生活を支える市民の支え合いと助け合いの推進
- 施策Ⅲ-3 ○ 病気の初期医療や日常の健康不安を相談できる「かかりつけ医」の普及啓発

【今後の主な取組】

- 施策Ⅲ-1 **市民の視点からの医療情報提供及び相談・情報発信拠点等の整備**
  - 民間企業との協定に基づく外国人向けの多言語の医療情報リーフレットを活用した「かわさきのお医者さん」や「医療通訳派遣システム事業」などの周知【拡充】
- 施策Ⅲ-2 **市民の支え合いと助け合いの推進**
  - 市民救命士の育成と応急手当の普及【継続】
- 施策Ⅲ-3 **家庭における安全確保と医療への理解の促進**
  - 日常療養を支える「かかりつけ医」の普及啓発【継続】